

議案第 1 号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月20日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

豊見城市立豊崎中学校の新設に伴い、沖縄県立西崎特別支援学校の通学区域を改める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2（略）

3（略）

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前項の規定にかかわらず」を「第1項に定めるもののほか」に改める。

別表第1 島尻学区の部西崎特別支援学校の項中「豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る」を「豊見城市立長嶺中学校区域を除く」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 豊見城市立豊崎中学校の新設（令和6年4月1日）に伴い、沖縄県立西崎特別支援学校の通学区域に関する規定を改める必要がある。
- (2) 豊見城市立豊崎中学校学区に居住し、沖縄県立西崎特別支援学校に通学中の生徒がいることから、豊見城市立豊崎中学校の新設の日から改正後の規則を適用させる必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立西崎特別支援学校の項中、豊見城市の区域を「豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る」から「豊見城市立長嶺中学校区域を除く」に改める。
(別表第1関係)
- (2) その他所要の改正を行う。（第4条関係）
- (3) この規則は、公布日から施行し、令和6年4月1日から適用する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考とする資料

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---------------|--|
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 (略) | <p>第1条 この規則は、沖縄県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> |
| (学区) | (学区) |
| 第2条 (略) | <p>第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。</p> |
| 2 (略) | <p>2 特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学校の定員に達しない場合に再度募集が行われると、きの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。</p> |
| 3 (略) | <p>3 特別支援学校の高等部（普通科以外の学科に限る。）の学区は、県全域とする。</p> |
| (入学志願及び学区の指定) | (入学志願及び学区の指定) |
| 第3条 (略) | <p>第3条 特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）しようとする者は、その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所（保護者の生活の本拠地をいう。以下同じ。）の属する学区内に所在する特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学しなければならない。</p> |
| 2 (略) | <p>2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第14条第2項に定める学齢児童又は学齢生徒の就学の指定は、保護者の住所の属する学区の特別支援学校の小学部又は中学部に行うものとする。</p> |
| (学区の特例) | (学区の特例) |
| 第4条 (略) | <p>第4条 前条の規定にかかわらず、保護者の住所が入学の日までに所属学区外の学区に移転することが確実であると認められる者は、移転先の住所の属する学区内に所在する特別支援学校に入学することができる。</p> |
| 2 (略) | <p>2 前項の規定により特別支援学校に入学しようとする者は、入学に係る提出書類に保護者の住所の移転を証する書類及び入学しようとする特別支援学校長が必要であ</p> |

3 第1項に定めるもののほか、特別の事情がある者であって県教育委員会の許可を得たものは、前条に定める学区以外の特別支援学校に入学することができる。

第5条 (略)

別表第1 (第2条関係)

| 学区名 | 特別支援学校名 | 区域 |
|------|----------|---|
| 島尻学区 | 西崎特別支援学校 | 那覇市(那覇市立小緑及び金城中学校区域に限る。)、豊見城市(豊見城市立長嶺中学校区域を除く。)、糸満市 |
| | | 幼稚園にあつては、那覇市(那覇市立鏡原中学校区域に限る。) |

別表第2 (第2条関係) (略)

ると認める書類を添えて、幼稚園及び高等部においては入学しようとする特別支援学校長に、小学部及び中学部においては県教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある者であつて県教育委員会の許可を得たものは、前条に定める学区以外の特別支援学校に入学することができる。

第5条 (略)

別表第1 (第2条関係)

| 学区名 | 特別支援学校名 | 区域 |
|------|----------|---|
| 島尻学区 | 西崎特別支援学校 | 那覇市(那覇市立小緑及び金城中学校区域に限る。)、豊見城市(豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。)、糸満市 |
| | | 幼稚園にあつては、那覇市(那覇市立鏡原中学校区域に限る。) |

別表第2 (第2条関係) (略)

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

〈西崎特別支援学校通学区域〉

